

第4節

放送政策の展開

1 公共放送の在り方

総務省は、公共放送について、2020年（令和2年）4月に「公共放送の在り方に関する検討分科会」を立ち上げ、公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、①NHKの業務・受信料・ガバナンスという三位一体改革のフォローアップや②受信料制度の在り方について、様々な観点から検討することを目的として、検討を行ってきた。

三位一体改革のフォローアップに関しては、同分科会において、同年6月に「三位一体改革推進のためNHKにおいて取組が期待される事項」としてとりまとめられた。

また、受信料制度の在り方については、同分科会において、同年6月26日の第4回会合以降、NHK及び関係団体へのヒアリングにより示された制度改正等に関する要望事項も踏まえ、検討が進められた。同分科会において、2021年（令和3年）1月にとりまとめられた「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」では、①受信料還元目的の「積立金」、②公平負担のための割増金、③NHKと民間放送事業者との協力の努力義務、④中間持株会社制の導入等の方向性が示された（図表5-4-1-1）。

図表5-4-1-1 公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめの概要

1. 受信料の適正負担		今後の方向性
①繰越剰余金の受信料への還元	▶	○一定水準を超える剰余金を、還元目的の「積立金」とし、次の中期経営計画の期間に受信料引下げへ充当。 ○積立金が蓄積されているにも関わらず、受信料の引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任。
②中間持株会社制の導入	▶	○NHKはどのような効果が見込まれるのかを具体的に明らかにする説明責任があり、意見募集を通じて更なる説明が行われた。 ○仮に制度を導入する場合、中間持株会社傘下の子会社について、NHKの業務に密接に関連するものに限定等が必要。また、NHKにおいて具体的効果を毎事業年度検証し、その内容を明らかにするとともに、事後的に効果の検証を実施し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。さらに、子会社からの配当等及び中間持株会社からの配当の在り方を明らかにする。
2. 受信料の公平負担		
①受信設備の設置届出及び未届に対する設置推定	▶	○既契約者や非設置者を対象とした届出及び未届に対する設置推定は不要・不適當。 ○受信契約を締結していない受信設備設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは一定の意義。その実効性を確保する手段について留意が必要。
②未契約者氏名等（居住者情報）の照会	▶	○個人情報保護や照会先の負担等の問題点が指摘されており、不適當。
③民事上の担保措置としての割増金	▶	○現行の契約制を維持した上で、正当な理由がないにも関わらず受信契約の締結に応じない受信設備の設置者のみを対象とし、刑事罰・行政罰とは異なる民事上の担保措置としての割増金を法律に規定。 ○受信契約を締結していない受信設備の設置者が、設置の届出を自ら適切な時期に行った場合、割増金を適用しないこととすることにより、設置の届出を促し、支払率の向上につなげていくことも考えられる。
④訪問営業活動の注視	▶	○NHK及びその委託法人による訪問営業活動について、制度改正後の実態についても、行政において注視することが重要。

3. NHKと民間放送事業者の連携

○NHKと民間放送事業者との連携

○ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務を導入。

4. その他

○インターネット活用業務の位置づけと受信料の在り方

○「NHKプラス」や「TVer」の利用等の取組も着手されており、まずは、こうした取組を通じ、インターネットを通じた視聴拡大を図ることが重要。

○衛星付加受信料の見直し

○NHKにおいて速やかに検討を進め、考え方を示すとともに、その進捗を踏まえ、あらためて広く議論を行う。

2 放送事業の基盤強化

「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」では、ローカル局の経営基盤強化のあり方及び放送事業者の経営ガバナンスの確保の観点から、放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し、放送事業者の経営基盤強化のあり方、AMラジオのあり方、放送事業者の経営ガバナンスの確保等について検討を行っている。経営ガバナンスについては、同分科会における検討を踏まえ、2019年（平成31年）3月に、放送事業者に対しベストプラクティス等の共有が行われた。これまで同分科会において、同年7月に中間取りまとめ、同年8月にはAMラジオ放送のあり方に関する取りまとめを策定したところ、これらを踏まえ、2020年（令和2年）7月には「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」を公表した。

「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」では、主に①放送事業者の経営の現状分析・今後の見通し、②放送事業者の経営ガバナンス、③AMラジオ放送の在り方、④ローカル局の事業の拡大・多様化の推進の4つの項目についての提言がなされている。

③AMラジオ放送の在り方については、まず2019年（平成31年）3月に日本民間放送連盟より、AMラジオ放送の営業収入の減少や送信アンテナ等の老朽化の現状を踏まえ、現在のFM補完中継局制度を見直し、遅くとも2028年（令和10年）再免許時までには民間AMラジオ放送事業者の経営判断によってAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を可能とすること、実証実験として2023年（令和5年）再免許時を目途にAM放送の先行停波を可能とする制度的措置を行うこと等、総務省に対して要望があった。

この要望を受け、上記分科会において、2020年（令和2年）秋までを目途に総務省が実証実験の考え方を公表し、2023年（令和5年）の実証実験まで（遅くとも2028年（令和10年）再免許時まで）に、総務省、日本民間放送連盟及び各民間ラジオ放送事業者が今後検討すべき課題（カバーエリア、対応受信機、周知広報、周波数の効率的な利用等）に対して取り組むこと等が提言された。

分科会の提言を基に、総務省において、一部のAM親局・中継局を先行停波する実証実験の考え方案を作成し、意見募集の結果を踏まえ、2020年（令和2年）12月11日に「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する「実証実験」の考え方」を公表した。今後は、民間AMラジオ放送事業者がAM放送からFM放送への転換や両放送の併用を可能とするための所要の制度改正等を進めていく。

また、「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」では、我が国の衛星放送を取り巻く現状と課題を整理するとともに、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的な在り方等について検討を行う場として、検討会の下、2018年（平成30年）2月から会合を開催し、同年9月に報告書を公表した。

その後、同年12月の新4K8K衛星放送の開始やインターネット動画配信サービスの更なる伸展、同報告書を受けた周波数有効利用のための制度改正、更には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、衛星放送を取り巻く状況は大きく変化しており、新たに議論・検討すべき論点が発生したことから、2020年（令和2年）4月から同ワーキンググループでの議論を再開した。

同ワーキンググループにおいては、「新4K8K衛星放送の普及」、「周波数の有効利用の推進」、「経営環境変化への対応」等について議論が行われ、同年12月に報告書（案）（図表5-4-2-1）を取りまとめた。

図表5-4-2-1 衛星放送の未来像に関するワーキンググループ報告書（案）概要

現状・課題		
○「新4K8K衛星放送」は開始から2年が経過。視聴可能受信機は約669万台（2020年11月末現在）と着実に増加しているが、受信環境の整備、4Kコンテンツの充実、視聴者に対する周知広報の一層の推進が必要。 ○今後、BS右旋で一定の空き帯域が発生することが見込まれ、2Kから4K放送のいずれかに割り当てることが必要。また、BS/CS左旋においては、依然として多くの未使用帯域が存在。 ○インターネット動画配信の普及や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、放送事業者の経営環境は厳しさを増しており、衛星の中継料等のインフラ利用料金の負担軽減といった新たな課題が発生。		
今後取り組むべき事項		
1. 新4K8K衛星放送の普及	2. 周波数の有効利用の推進	3. 経営環境変化への対応
①受信環境整備の推進 ○官民が連携し、以下の取組を推進 ✓受信方法に関する周知広報強化 ・右旋と左旋の受信環境の差異を踏まえた周知 ・ケーブルテレビ及び光通信回線によるサービス活用の周知等 ✓設備改修支援策の継続 ・衛星放送用受信環境整備事業 ・ケーブルテレビネットワーク光化促進事業 ✓新たな技術を活用した簡便な改修方法の開発等 ・ローカル5G等の活用 ②4Kコンテンツの充実 ○ピュア4Kコンテンツの質・量両面での充実が不可欠 ○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は取組を加速する好機	①右旋の空き帯域の活用 ○今後、一定の空き帯域が確保できた場合には、4K放送普及の観点から、当該帯域は4K放送に割当て ○割当ての際には、必要な制度を整備 ・基幹放送普及計画の改正等 ②左旋の未使用帯域の活用 ○受信環境整備は着実に推進 ○4K・8K放送以外の新たなサービスへの活用可能性についても検討 ・2K放送/HEVC方式への活用について、技術的可能性を検証等	①インフラ利用料金の負担軽減 ○インフラ事業者（B-SAT及びスカパーJSAT）は、以下の取組を推進 ✓次期約款改定、システム更新・改修に向けたコスト構造の見直し ・システムのスリム化、運用コスト精査 ・地球局設備等の統合運用・共同利用 ・ハイブリッド衛星調達の可能性の検討 ○インフラ事業者と放送事業者等との意見交換の場を設置 ②柔軟なプラットフォーム運営の実現 ○有料放送管理事業者（スカパーJSAT）が、「プラットフォームガイドライン」の改正を含め、市場環境の変化に迅速・柔軟に対応することが必要

3 放送コンテンツ流通の促進

1 放送コンテンツの製作・流通の促進

ア 放送コンテンツの流通を支える配信システム及びネットワークの在り方

動画配信サービス等の普及に加え、今後、放送事業者による同時配信等（同時配信、追っかけ配信及び見逃し配信をいう。以下同じ。）が本格化することが見込まれる中、通信トラフィックの増加に備えて、放送コンテンツの流通を支える効率的な配信システム及びネットワークの確立を図ることが求められる。

総務省では、2020年度（令和2年度）に地域IX・CDN等を活用した効率的・安定的なインターネットコンテンツ配信の在り方に係る実証事業を実施した。宮城、広島エリアにおいて、CDNを接続した県域IP網等を活用することにより、地域における最適なネットワーク構築の在り方、最適なコンテンツ配信基盤の検討及びそれらを活用した地域におけるビジネスモデルに関する検証を行った。地域の事業者による適切な設備投資、新たな地域サービス創出及び地域事業のビジネスモデルの変革等の促進に向けて技術・運用及びビジネスモデル面の課題及び有効な方策案を取りまとめた。

イ 放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保

放送コンテンツの適正かつ円滑な製作・流通の確保については、視聴環境の変化を踏まえ、放送コンテンツの適正な製作取引の推進及び放送事業者による同時配信等に関する権利処理について取組むことが重要であり、前者に関しては、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の周知・啓発の徹底、取引実態の調査の実施、ガイドラインの見直し等が必要であり、後者に関しては、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となる段階に備えて、権利処理方法の形成に向けた取組を継続して行うことが必要である。

また、規制改革実施計画においても、製作取引について、実態調査やガイドラインの見直し等に取り組むとともに、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルールの策定やその執行の強化について検討することなどとされたほか、権利処理については、放送業界の現状の課題や要望を具体的に取りまとめた上で権利者や関係者等から意見聴取を行い、同時配信等に係る権利処理の円滑化のための制度改正を行うこととされた。

これらを踏まえ、総務省では、製作取引に関しては、有識者等で構成される「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」（座長：舟田正之 立教大学名誉教授）を開催し、同会議での議論等に基づき、2020年（令和2年）9月に著作権の帰属等に関する契約形態別の類型化や、雛型の充実等を改訂内容とするガイドライン（第7版）を公表するとともに、放送事業者に対して、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第4条に基づく助言としてガイドライン遵守に係る要請文書を発出したほか、番組製作会社団体に対して、加盟各社への周知を要請した。

また、総務省では、ガイドラインの周知・啓発のため、講習会をオンラインで開催したほか、ガイドラインの遵守状況について、放送事業者及び番組製作会社に対し、ヒアリング等の実態把握を進めており、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導等を行っている。さらに、これら周知・啓発及びガイドライン遵守状況の実態把握に係る取組に加え、製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」を2020年（令和2年）6月から2021年（令和3年）2月末まで開設した。

同時配信等に係る権利処理に関しては、有識者等で構成される「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、我が国における同時配信等の実施状況を踏まえ、円滑な権利処理の実現に向けて必要な対応策の検討等を進めている。2020年（令和2年）8月には、同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する放送事業者の要望を取りまとめ、著作権法（昭和45年法律第48号）を所管する文化庁に提出した。その後、文化庁とともに権利者や関係者等から意見を聴取し、制度改正の方向性を検討した。なお、「著作権法の一部を改正する法律案」は2021年（令和3年）3月に国会に提出され、同年5月に成立した。

ウ 放送分野の視聴データ活用とプライバシー保護の在り方

視聴データの収集、分析により、趣味趣向や興味関心等の個人属性の推定が可能であり、視聴データを活用することで、視聴者に多様で利便性の高いサービスを提供することが可能となる。一方で、放送局に求められる公共性と視聴者の信頼を維持するため、プライバシー保護に十分配慮した取扱いが必要であり、総務省において「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」（2017年（平成29年）総務省告示第159号。以下「放送分野ガイドライン」という。）を制定している。

今般、「個人情報の保護に関する法律」（2003年（平成15年）法律第57号）が改正されたことを踏まえ、2021年（令和3年）4月より「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を立ち上げ、新設された「仮名加工」や「個人関連情報」等を主な論点とし、放送分野ガイドラインの改定に向けた検討を行い、2022年（令和4年）4月1日までに放送分野ガイドラインを改定予定である。

2 放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツの海外展開は、日本の各地域の農産品・地場産品や文化等に対する関心・需要を醸成し、地域産品の販路拡大等の経済波及効果が見込まれるだけでなく、ソフトパワーを通じた日本に対するイメージ向上にも寄与し、外交的な観点からも極めて重要である。総務省では、放送コンテンツの海外展開をサポートする官民連携の横断的組織である「一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ（ビージェイ）^{*1}）」や関係省庁等とも連携しながら、日本と海外の放送事業者等が、日本の地域の魅力を発信する放送コンテンツを共同制作し、海外へ発信する取組を継続的に支援している。また、2020年（令和2年）10月のMIPCOM（フランス・カンヌ）、同年11月のTIFFCOM（東京）、同年12月のATF（シンガポール）等のコンテンツ国際見本市において、放送事業者の出展支援を行ったほか、海外バイヤーとのネットワーキング作りのためのイベントを実施した。

放送コンテンツの海外展開については、「2025年度までに放送コンテンツの海外販売作品数を5,000本に増加させる」ことを目標に掲げており、2018年度の3,703本から2019年度には3,903本と増加しており、目標である販売作品数5,000本の達成に向けて取組を一層強化している（図表5-4-3-1）。

図表5-4-3-1 放送コンテンツの海外展開の促進



*1 BEAJ : Broadcast Program Export Association of Japan (<https://beaj.jp>)

4 放送ネットワークの強靱化、耐災害性の強化

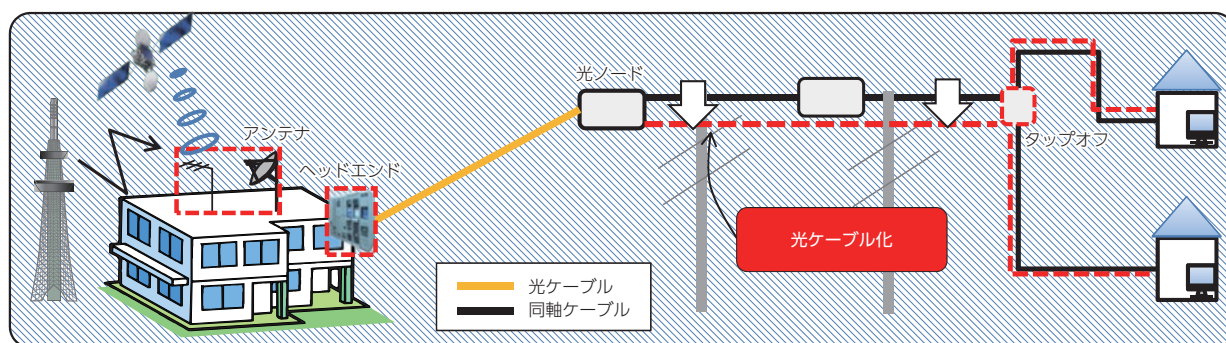
「新たな日常」の定着・加速に向けては、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めていくことが必要となる。特に災害時は、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルネットワークの光化による耐災害性強化が必要になる。

そこで総務省では、2020年度（令和2年度）第3次補正予算及び2021年度（令和3年度）当初予算において、地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する経費の一部補助として、「『新たな日常』の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業」を計上している（図表5-4-4-1）。

図表5-4-4-1 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

事業イメージ

- 事業主体
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 補助率
(1)市町村及び市町村の連携主体：1/2
(2)第三セクター：1/3
- 補助対象地域
以下の①～③のいずれも満たす地域
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
②条件不利地域
③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域
- 補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等



また、放送ネットワークの強靱化に向けた放送事業者や地方公共団体等の取組を支援するため、総務省は、2021年度（令和3年度）当初予算において、「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業及び災害情報等放送・伝送システム整備事業）」（図表5-4-4-2）や、「民放ラジオ難聴解消支援事業」（図表5-4-4-3）及び「地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業」（図表5-4-4-4）を実施している。

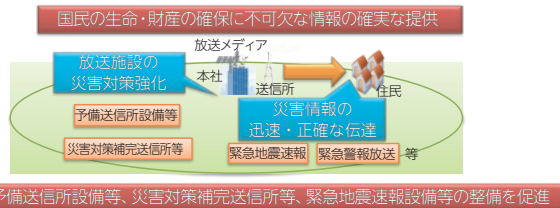
図表5-4-4-2 放送ネットワーク整備支援事業

放送ネットワーク整備支援事業は、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の整備費用の一部を補助することにより、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するもの。

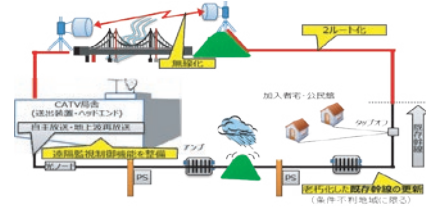
- ①ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等
- ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等
- ③コミュニティ放送局の設備、地域BWA基地局等

補助率 ■地方公共団体：1／2
■第三セクター、地上基幹放送事業者等：1／3
■コミュニティ放送事業者：2／3（③に限る）

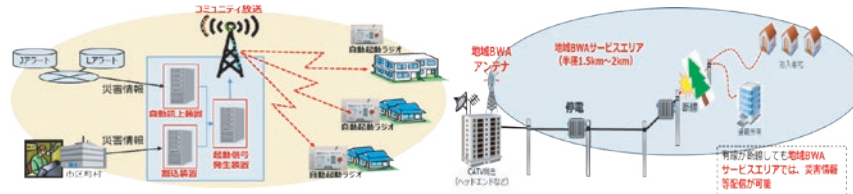
①地上基幹放送ネットワーク整備事業



②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



③災害情報等放送・伝送システム整備事業



図表5-4-4-3 民放ラジオ難聴解消支援事業

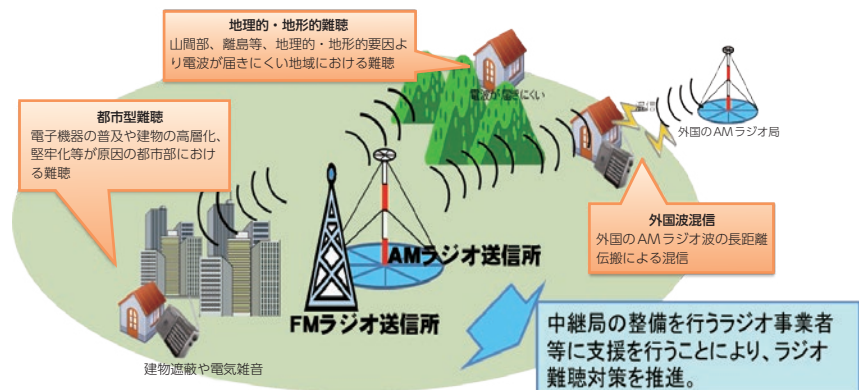
国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。

1 施策の概要

- (1) 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- (2) ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- (3) 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に寄与する取組を実施。

2 スキーム（補助金）

- (1) 事業主体
民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- (2) 補助対象
難聴対策としての中継局整備
- (3) 補助率
・地形的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2



図表 5-4-4-4 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要がある。
- このため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部を補助する。

- (1) 事業主体：地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
 (2) 補助対象：①停電対策、②予備設備の整備
 (3) 補助率：地方公共団体等 1/2、地上基幹放送事業者等 1/3

